



#日本学術会議人事介入に抗議する！

憲法23条「学問の自由」を侵す暴挙

菅義偉首相は、日本学術会議が推薦した候補 105人のうち 6 人の任命を拒否した。日本国憲法 23 条には「学問の自由を保障する」とある。明治憲法にはなかった条文だ。戦前「滝川事件」「天皇機関説事件」など、時の権力が認定した学説だけが大手を振って闊歩し、他は官憲の徹底的な弾圧を受けた。学者たちは牢につながれ、職を奪われた。

「学問の自由」(23条)、「表現の自由」(21条)、「思想・良心の自由」(19条)がない社会では、あの無謀な戦争を止めることができなかった。この痛苦に満ちた歴史的教訓から生まれたのが、これらの条文だ。

菅首相の日本学術会議人事への介入は見過ごすわけにはいかない。政治が学問に介入したり干渉したりするときほろくなことはない。薬害エイズ問題、水俣病問題、原発の安全神話問題等、政権よりの学説のみが採用され、政策が推進された。このためにどれほど被害が広がったことか。東京電力福島原発の事故を見れば、なお明らかだろう。学問を侵す社会は、最終的には国民全体がその被害を受ける。

小林 節(慶應大学名誉教授)

首相は拒否の理由を説明していないが、その拒否された6人は安保法制や共謀罪に反対してきた人々である。これこそまさに政治権力による学説差別の典型であろう。

学問的実績の高い学者が学問的良心に従って、政権からの提案に異を唱えたら、権力を使って不利益処分を下す。これは、現代の踏み絵であり、中世の暗黒国家のようである。

市民と野党の連合政権をつくろう

衆議院解散は、早ければ11月に予想される。安倍政治を継承する菅政権は倒さなければならない。市民と野党の連合政権をつくろう。市民が声を上げる時だ。

ウオロクスタンディング

10月19日(月)9時 集まりましょう！

